

熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正
する訓令を次のように定める。

令和8年7月30日

熊谷市農業委員会

会長 夏目 亮



熊谷市農業委員会訓令第2号

(別 紙)

熊谷市農業委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

令和 8 年 7 月 3 0 日

農業委員会訓令第 2 号

熊谷市農業委員会事務専決規程（平成 1 7 年農業委員会訓令第 1 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(4) その他農地等に係る事実証明の発行

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。